『日新真事誌』の創刊者 ジョン・レディ・ブラック

浅 岡 邦 雄

はじめに

- 1 邦字紙創刊までのブラック
- 2 『日新真事誌』創刊前後
- 3 左院御用の契約
- 4 〈財政改革に関する奏議〉の掲載
- 5 〈民選議院設立建白書〉掲載の波紋
- 6 左院への御雇い
- 7 『万国新聞』問題から死去まで
- 8 『日新真事誌』の形態と内容

- A 創刊・廃刊日 (号数)
- B 刊行頻度・休刊日
- C 発行部数
- D 価格
- E 販売
- F 印刷
- G 紙面構成
- H 論説
- I 投書

はじめに

幕末から明治初年にかけて,日本に「新 聞紙しというニュー・メディアが出現し た。この新たな媒体は、その後さまざま な曲折を経て現在に至るが、その揺籃期 の幕末から明治初期に、横浜や東京で英 字新聞、邦字新聞を発行した英国人ジョ ン・レディ・ブラック (John Reddie Black)は、日本のジャーナリズム史の上 で忘れてはならぬ重要な人物のひとりで ある。日本における彼の活動の中でも. とりわけ明治5年3月(1872年4月)に 東京で刊行した邦字紙『日新真事誌』は、 当時の新聞読者や諸新聞はもとより、時 の日本政府に対しても少なからぬ影響を 与えた。しかしながら、日本におけるブ ラックの活動とその評価については、従 来必ずしも充分明らかにされているとは いいがたい。外交官で日本研究家であったサンソム(Gerge B. Sansom)は、著 書『西欧世界と日本』の中で、ジャーナ リスト・ブラックにふれて次の様に述べ ている。

「彼はこのほかに最初の定期的な日本語新聞をもひとつ創刊した。それは『日新真事誌』という新聞で、みずから筆をとったり、日本人の論説家に書かせたりした論説によって、ある程度の影響力をもった。国会開設運動の盛んなころには政府を攻撃し、彼の敵対的論評を黙らせようとした日本政府から官職を提供されたりした。日本のジャーナリズムに対する彼の影響は相当に大きいものであるにもかかわらず、日本ではそのことがいつも十分に認められているとはかぎらない。」

この文章は今から約40年前に書かれた ものだが、現在でもこの事情はそれ程変 っていないといってもよい。

ここでは、これまで未紹介の資料などを用いて、『日新真事誌』を中心とする彼の活動と同紙の形態と内容とに焦点をあてて検討することにしたい。それにより、これまでの誤りを訂正し、従来空白であった部分の一部なりを埋めることとなるだろう。

なお、本稿では未紹介の公文書の類から長文にわたるものでも煩をいとわず引用したが、その際漢字は当用のものに、変体仮名はカタ仮名に改め、適宜句読点を補った。また、年月日の記載はすべて和暦で記し、西暦を併記した。

1 邦字紙創刊までのブラック

ブラックの生涯の中で, 来日以前の活 動歴については現在のところ断片的にし か判っておらず、それも回顧談や伝聞と いった資料的裏付けに乏しいものが多 い。ここでは、新たに判明した事実をお りまぜながら、彼の足跡を追ってみたい。 J.R. ブラックは、文政 9 年12月11日 (1827年1月8日) 英国スコットランド の Fife 州 Dysart に生まれた(2)。 少年時 の教育をロンドンのクライスツ・ホスピ タル (Christ's Hospital 別名ブルー・コ ート・スクールとも呼ばれる) で受ける と、家代々の習慣に従い海軍士官となっ た。だが、海軍士官としての栄達が望め ないことから、オーストラリアへの移住 を考え、妻エリザベス・シャーロット (Elizabeth Charlotte) を伴い、嘉永 7 年9月8日 (1854年10月29日) オースト ラリアのアデレイド (Adelaide) に到着 した⁽³⁾。約9年にわたるオーストラリア 滞在中の活動は詳らかでなく、伝えられ るところでは商業活動に従事したが成功 せず、金鉱などでコンサート歌手をして いたこともあるといわれている。その間, 安政5年11月18日(1858年12月22日)に は、のちに快楽亭ブラックと名乗り寄席 の高座に出演して人気を博した長男のへ ンリー・ジェイムス(Henry James)が 誕生している(4)。文久2年(1862年)頃, バララート (Ballaarat) で日本から戻っ たばかりの人物から未知の国日本につい ての話を聞かされ、大いに興味をそそら れた。このことが日本に立ち寄ってみた いと彼に思わせた原因のひとつだったか も知れない。結局、オーストラリアでは 思うにまかせず帰国することとなり、妻 子を先に英国に帰し、文久3年11月(1863 年12月)頃に単身で来日した(5)。

当初ブラックは、横浜で競売人として 活動し、元治元年10月(1864年11月)ハ ンサード (A. W. Hansard) の Hansard & Co. の共同経営者となる(6)。 さらに半 年後の元治2年4月2日 (1865年4月26 日) には、ハンサードの刊行する英字紙 『ジャパン・ヘラルド』(The Japan Herald) の共同編集人となり、社名も Hansard & Black と変更された⁽⁷⁾。おそ らく元治元年の前半頃すでにブラックと ハンサードとはなんらかの接触があった ものと思われる。こうして経済的な基盤 を確立し、日本定住の意志も固めると、 英国から妻子を呼び寄せようと考えたの であろう。慶応元年9月20日(1865年11 月8日) 横浜着のグラナダ号で妻子が来 日した(8)。

この頃、『ジャパン・ヘラルド』の記事を熱心に翻訳していたひとりの日本人がいた。福沢諭吉である。福沢は翻訳した記事を諸藩の江戸留守居役に売り、それ



J. R. ブラック

で得た報酬を小幡篤次郎ら中津藩子弟の 学費にあてていたのである(9)。ブラック は著書『ヤング・ジャパン』の中で、当 時『ジャパン・ヘラルド』の日本人によ る定期購読は僅か6部程であったと誌し ている。その後事業の失敗などのトラブ ルから、慶応3年6月(1867年7月) 『ジ ャパン・ヘラルド』はハンサードの養子 ワトキンス (A. T. Watkins) にその経営 権が移った。程なくヘラルド社から離れ たブラックは、ヘフト (M. J. B. Neerdhoek Hegt) の協力を得て、同年9月15 日(10月12日)本格的な日刊新聞『ジャ パン・ガゼット』(The Japan Gazette) を毎夕発行することとなる。同紙は次第 に好評を博し、そのため競争紙である『ジ ャパン・ヘラルド』も対抗上日刊紙を毎 夕刊行せざるを得なくなった。この新聞 から、彼がいついかなる事情で離れたの かは今のところ明らかではないが、明治 3年5月1日(1870年5月30日)には、 P.O. 印画紙に焼きつけた写真を直接紙 面に貼りつけた写真入英字誌『ファー・ イースト』(The Far East)を創刊した。 専属カメラマンとしてオーストリア人の モーゼル (M. Moser) が撮影を引き受け、 印刷は離れたとはいえジャパン・ガゼット社でおこなうことができた。この頃には、長男の他に次男ジョン・レディ (John Reddie)、長女エリザベス・ポーリン (Elizabeth Pauline) が生まれており、ブラックは 3 人の子の父親となっていた。

明治時代早々から、彼は邦字紙の刊行を考えており、同国人ファウンズ(C. J. Pfounds)の勧めもあって、一度は上海の美華書院(Presbyterian Mission Press)からカタ仮名の活字を取り寄せたこともあった。だが、日本語の新聞を発行するには漢字の活字が必要であることに気づき、またファウンズに他の仕事が持ち込まれたことなどから、この計画は実現するに至らなかった。邦字紙発行の動機について、ブラックは後に自著の中でこう述べている。

「私はいつも日本語の新聞を発行したい、と強く望んでいた。というのは、私が始めて日本に到着して以来、たまたま会ったサムライのなかには、外国のことについて、子供のように無知であり、同時に知識と教育を得たいと熱望している者が大勢いたので、彼らの望むものを与えるには、新聞の記事をおいて、他にそれ以上の良法はない、と考えていたからだ(10)。」

2 『日新真事誌』創刊前後

横浜で発行していた『ファー・イースト』が初年度刊行後に再刷を出せる程に刊行が軌道にのった明治4年11・12月(1872年1月)頃、東京で知人のポルトガル人フランシスコ・ダ・ローザ(Fran-

cisco da Roza) と会った。邦字紙発行を 強く勧めるダ・ローザに対しブラックは、 以前からその意思はありながら、実現に 至らなかった困難な点をいくつかあげて いる(11)。まず、彼自身日本語が片言の会 話程度しかできず、そのうえ書き言葉の 知識がまったくないこと、日本語の新聞 には漢字が是非必要であること、新聞発 行について日本政府の許可が不可欠だが それが容易でないこと、等々である。こ れらブラックのあげた問題点に対して, 日本語に堪能であったダ・ローザは、権 限をまかせてくれるのならば柘植で木活 字を作れる職人を捜すこと、編集者には もと箱館奉行の組頭を勤めた日本人の学 者(12)を紹介すること、支配人として信頼 に足る日本人(13)を雇うこと、文部卿に紹 介して新聞発行の許可が得られるよう尽 力することなどを約束した。ダ・ローザ は、マカオ生まれといわれるポルトガル 人で、来日時期は不明だが、すでに幕末 の文久 3 年 (1863年) に横浜で英字紙 『ジ ャパン・コマーシャル・ニューズ』(The Japan Commercial News) を発行した 経験もあり、新聞刊行のうえではブラッ クの先輩でもあった。母国語の外に、英 語、日本語にも通じるなど語学の才能が あり、また日本政府高官ともつながりを 持っていた人物である。おそらくダ・ロ 一ザの協力がなかったならば、邦字紙の 刊行は実現をみなかったであろう。ダ・ ローザという恰好の協力者を得て、邦字 紙発行の計画は実現に向けて具体的に動 き始めたのである。

ところで、東京都公文書館所蔵の『書 翰留』(明治五年⁽¹⁴⁾)には、ブラックの邦 字紙創刊にかかわる一件記録が収められ ている。この資料はこれまで紹介される ことがなかったと思われるので、適宜引用しながら『日新真事誌』の創刊に至る動きをたどってみよう。

英国臨時公使アダムス (F.O. Adams) は、外務卿副島種臣に宛てた明治5年2 月3日(1872年3月11日)付の書簡で、 横浜で英字紙を刊行していたブラック氏 が, 今度東京で日本語の新聞を発行する 計画があり、この件で貴下に面談したい と希望しているので、よろしく配慮して 欲しい, との依頼をしている。2月5日 (3月13日) 頃ブラックは外務省におも むき, 邦字紙発行の意義を書面をもって 説明し、その手続等につき尋ね、刊行を 許可して欲しい旨依頼していた事情が2 月7日(3月15日)付の外務省から東京 府宛の文書によって窺える。外務省の見 解は,「英国公使ノ紹介ニテ当省へ罷出、 別紙書面ノ趣聞届呉候様申出候ニ付、勘 弁致候処、右ハ差許候テモ不都合ノ儀有 之間敷と存候(15)。」というもので、さら に、東京で刊行し手続上のこともあるの で、築地の運上所にて指図を受けるよう 指示したので取計って欲しい、とある。 2月15日 (3月23日) には, 英国東京副 領事マーティン・ドーメン(Martin Dohmen)からも、東京府知事由利公正に宛て て. ブラックの請願書の写しを添えた書 簡が送られ、「何卒別紙ニテ其懇願せる事 情御承知下サリ, 東京府より右御許容相 成候様、拙者〔に〕おひても希望いたし 候(16)。」と重ねて刊行許可を依頼してい る。添付されたブラックの書面によれば、 すでに2月14日(3月22日)の時点で文 部卿の大木喬任と面談し, 布告類掲載許 可の内諾を得ていたことが知れる。こう して2月25日(4月2日)文部省は東京 府宛の文書で.

「英人デーアルフレツキ氏, 日本新聞 日々刊行ノ儀,別紙免許状壱通差送候間, 同人へ御渡可相成候⁽¹⁷⁾。」

と邦字紙刊行を許可し、免許状を東京府へ差送った。これを受けて東京府は、 副領事ドーメンに宛て、新聞刊行が認可 された旨を伝えると共に、免許状を本人 に渡し、かつ新聞発行の都度3部納付す るよう連絡方を依頼した。

> 英国人 テーアルフレッキ氏 右東京ニ於て日本文新聞紙毎日 出板願ノ通免許候事

但刻成ノ都度ニハ三部上納可 致事

壬申二月 文部省(18)

上記の免許状がブラックに与えられた。こうした一連の発刊のための準備活動には、ダ・ローザの尽力が与って大きかった。

ブラックらの邦字紙創刊の動きは、同 じ頃同様に日刊紙の創刊を計画していた 条野伝平ら『東京日日新聞』創立メンバ 一の耳にも入ってきた。創設者のひとり 西田伝助は、のちに創刊時を回想して次 のように述べている。

「翌明治5年1月の末頃と覚えました。 或日条野が参ってきて聞けばブラックと いふ英国人が新聞(日新真事誌)を始め るさうだ。夫に米沢町の名主の小西義敬 も新聞(郵便報知)を始めるということ だから、同じやるなら一日も早く出した 方が宜ろうといふので、夫から急に騒ぎ 立て、段々運びを附けて往った(19)。」

こうした事情もあってか、『東京日日新聞』はブラックらに先駆けて、明治5年2月21日(1872年3月29日)に創刊された。また、前年の4月から刊行されていた『新聞雑誌』第31号(明治5年2月)



邦字紙刊行許可状 (東京都公文書館蔵) にも、

「三月朔日ヨリ東京ニ於テ,英人『ケブ レッキ(20)』我国語ヲ以テ毎日新聞ヲ刊行 シ,西洋風ニ毎朝八。字ヲ限リ府中ニ分配 セル由,此挙ハ邦人合議シテ起セル事ナ ルベシ。」

との記事がみえる。この記事にあるように、あるいはブラック自身3月1日(4月8日)創刊を期していたのかも知れない。ところが、文部省が刊行を許可した翌日の2月26日(4月3日)午後3時頃、和田倉門内にある元会津藩邸から出火し、折からの強風にあおられて火は燃え拡がり、「京橋西紺屋町并二銀座二丁目、大通ハ銀座一丁目ヨリ尾張町二丁目迄、

(中略)新島原南側残ラズ,小 挽町一丁目ヨリ五丁目迄,西本願寺中残ラズ,築地南飯田町ヨリ『ホテル』迄焼失ス⁽²¹⁾」といった大火災がおこった。そして,この大火事により『日新真事誌』の事務所も類焼してしまった可能性が強い。というのは,『日新真事誌』創刊号は築地新栄町5丁目から発行されたが,前述『書翰留』中の東京府から文部省宛の文書に,「場所ハ築地小田〔原〕町ニ於テ開店ス」

と朱書されているからである。つまり、 当初築地南小田原町に事務所を設けた が、この大火事で焼失ないしは類焼した ため,僅かに焼け残った新栄町に事務所 を移し、 当初の予定を遅らせて創刊した ものと考えられる。こうした思わぬ災禍 にもかかわらず, ブラックはさらに新聞 創刊のための準備を進め、3月5日(4 月12日) 付で東京府知事宛に願書(22)を提 出した。それは太政官をはじめ諸官省か らの布告・命令等を派遣する代理人によ って書き取らせて欲しいこと, 府下六大 区の各区庁への取材、相場について問屋 への取材、内外船の出入りに関する運上 所からの告知,以上につき格別の助力を 乞うというものである。さらに追記とし て. 「尚以貪人ハー々コノ新聞誌買入難 ク, 仍テ府下ノ辻々へ新聞掲示普ク人民 へ告知申度, 此段御差許被下ベク候 也(23) と新聞掲示板設置の許可をも依頼 している。東京府は各省に代理人派遣の 可否を問い合せたところ, すべて差し支 えなしとの回答があった。また、その他 取材の希望も認められ、新聞の掲示につ いては、運上所の役人がブラック側の者 と同道のうえ、設置場所を特定すること となる。ブラック側の予定した新聞掲示 板設置場所は、浅草雷神門前、両国橋前、 日本橋, 尾張町, 神明町, 筋違橋内, 九 段坂上, 永代橋前, 上野山下, 四谷御門 外, 牛込御門外, 本郷片町(のち本郷六 丁目に変更)、品川駅、赤坂御門外の計14 カ所である。このうち差し支えのある尾 張町を除く13カ所が認められた。

こうした曲折を経て、ついに明治5年 3月17日(1872年4月24日)『日新真事誌』 は創刊された。1枚刷4面建の同紙は、 当時すでに刊行されていた邦字紙に較べ て格段の内容と体裁をもつものであった。第1面の〈告白〉と題する社告欄では、

「人々ノ聞見ヲヒロクシ, 万事ノワケコノ新聞誌ヲ一目見レバ世ノ中ノ事ガ知レ, 人々ノ世渡リノ道ヲノミ込, ジットシテ天下ノヲトヅレ事情ヲ知ル便利ナルモノ」

であることを告げている。創刊の翌4月中には発行所を築地から芝増上寺内の源興院に移した⁽²⁴⁾。火災後の築地ではなにかと新聞刊行上の不都合があったものと思われる。こののち、品川・横浜間で鉄道が仮開通すると、ブラックは井上勝鉄道頭に駅構内での新聞販売を願い出ると共に、駅での新聞販売人に鉄道寮の法被を与えて欲しい旨の請願書を提出している。6月1日(7月6日)付の請願書には、

「過日樓述仕候通り,新聞紙普ク世上へ 売弘ノ為,ステーションニ於テ汽車ノ乗 客往復ノ者相捌度,就テハ売捌人御寮ノ 法被ヲ御授与,鉄道中更ニ故障ナク御免 許早々御尽力ノ程,伏テ奉懇願候⁽²⁵⁾。」

とあり、これを受けた井上鉄道頭は、「御差免ニ相成候而不苦様相考候⁽²⁶⁾」と意見を付して決裁を求めた。これに対し山尾庸三工部少輔は、6月15日(7月20日)付で鉄道頭に次のように回答している。

「英人ブラック義,鉄道ステーション於 テ新聞紙売弘メ致シ度旨申出候趣ニ付 云々申越候段,致承知候。願出ノ通売弘 メ候而不苦候間,其段ブラックへ御達有 之可然候。此段御回答候也(²⁷⁾。

鉄道寮の法被を着た販売人がどの駅で 立売りを始めたのかは明らかではない が、いづれにせよこれは駅構内における 物品販売の嚆矢といえよう。新橋・横浜 間で正式に鉄道業務が開始されると,以 後紙面に「汽車出発時刻及賃金表」が毎 号掲載されることとなる。

『日新真事誌』が創刊して程なく、既刊の『横浜毎日新聞』『新聞雑誌』『東京日日新聞』 3 紙が大蔵省により毎号 3 府72 県各 3 部,計225部購入されることとなる。これは政府の新聞奨励策の一環とみられるものだが,7月8日(8月11日)には『日新真事誌』も前3 紙と同様購入されることとなった。政府側のこうした奨励策もあって,同紙の刊行は順調に軌道にのっていった。

ブラックは自ら論説の筆を執って、教育を論じ、議会制度の由来を説き、遺欧 使節への批評を述べるなど、日本人の啓蒙のため大いに論陣を張ったのである。

3 左院御用の契約

創刊から半年を経ずして『日新真事誌』は内容・体裁とも日刊紙として主導的地位を確立するに至るが、さらに政府側の情報面を一層充実させることになるのが、同年11月(12月)に結ばれた左院御用申付の約定である。この契約について述べる前に、左院について簡単にふれておきたい。

廃藩置県が断行された直後の明治4年7月29日(1871年9月13日),それまでの政府機構を根本的に改める太政官職制と事務章程が制定された。太政官職制は、「天皇ヲ補翼シ庶政ヲ総判」する正院と、「当務ノ法案ヲ草シ諸省ノ議事ヲ審調スルヲ掌ル」右院、及び「議員諸立法ノ事ヲ議スル」左院の三院からなる。左院事務章程では左院は、

「新二制度条例ヲ創立シ,或ハ従来ノ成規定則ヲ増損更革シ,及未ダ例規ナキ事ヲ考定スル等,正院ノ下議ト本院ノ建議トヲ論セス,都テ議長議員ノ衆論ヲ尽シテ之ヲ判決シ,鈐印ノ後正院ニ上達ス⁽²⁸⁾。」

と定められている。その後3度にわたる職制・事務章程の潤飾・改定により、 左院の権限が大幅に削減されたり、また 復活して強化されたりもしたが、明治8年(1874年)4月14日詔勅をもって左院 は廃止と決定、変って元老院が設置されることになる。左院の設置期間は3年8カ月程であった。議事制度導入への積極 的な姿勢や言路洞開への開明的傾向が窺える左院は、政府部内では反主流派といってよい位置にあった(19)。

さて,話をもどすと,明治5年10月 (1872年11月)左院議長後藤元燁(象二郎)と,同副議長伊地知正治の連名をもって次の上申がなされた。

「別冊新聞紙ノ儀,御允可於被仰付ハ, 英人貌刺屈先前ヨリ文部省ノ許可ヲ受ケ 新聞紙致再行居候ニ付,右へ申付三ケ年 位ノ期限ヲ定メ御用為相勤度,左候得ハ 旁ラ英国法律等ノ儀モ同人へ尋問致シ, 無給料ニテ御用弁ニモ相成可申奉存候。 猶同人へ引合方条約等ノ儀ハ,本院へ御 任セ被下度,此段申上候以上(30)。」この上 申は10月30日(11月30日)付で「伺之通」 と許可された。左院と『日新真事誌』と の間に結ばれた約定は全10条と追加2条 とからなる。

定約ノ条例

日本明治五年十一月朔日, 即チ西洋暦一千八百七十二年十二月朔日ナリ, 是ノ日ニ於テ日本政府ノ左院ノ議長後藤象二郎殿ト, 東京ニ於テ毎

日刊行スル新聞紙日新真事誌出版人 第九例 パレメント即チ左院ノ命令及 ジョフンアールブラックト間ニ相互 ヒニ確定シタル約定書ニシテ. 則チ 其ノ条約ノ規条左ノ如シ

- 第一例 現ニ今兹ニ記載シタル本日ヨ リ、日本政府〔バアレメンテ〕則チ 左院ノ官用ノ命令ヲ蒙リ、則チ難有 拝命シタリ。其命令ヲ受ケシ要用ハ. 左院ノ議事・命令・政府諸省ノ布告 出版ノ事ナリ。
- 第二例 兹ニ今記載シタル左院ニ於テ ノ議事・命令及と布告・律令・法度・ 建白書等ハ, 吾カ出版スル新聞紙上 ニ於テ判然ト区別部分ヲ境界シ、決 シテ他ノ出版スル箇条ト錯乱セシメ ザル事ヲ要スルナリ。
- 第三例 左院ノ命令及ヒ布告・律令・ 法度・建白書等総テ西洋語文ニ翻訳 ヲ成シ可得事。
- 第四例 左院ノ命令及ヒ布告・律令・ 法度・建白書等総テ洋文ニ翻訳シ. パレメント則チ左院ニ公達シ、必ス 其ノ検査ヲ経テ後チ出版可致事。
- 第五例 新報取集メ人、則チリポフタ ノ人ヲ以テ,隔日ニ左院ニ差出シ, 上ノ条例ニ述ル処ノ各条ヲ受ケ取可 申事。
- 第六例 茲ニ謂隔日ニ左院ニ差出スリ ポフタ人ノ姓名ハ, 兼テ前以テ公達 致シ置キ可申事。
- 城二罷出候テハ、兼テ宮門通行免許 ノ鑑札ヲ左院ヨリ下シ置キ可給事。
- 第八例 出版スル処ノ日新真事誌、毎 日二十部ツツ尋常ノ定価ヲ以テ可納 事。

- ヒ布告・律令・法度・建白書等総テ 日新真事誌而己ニ記載シ刊行出版致 ス事ヲ得ルニ於テハ、他ノ新聞紙ニ 於テ決シテ同様出版ハ許ス可カラザ ル事、此ノ日新真事誌ニ出版スル処 ノ各々ノ箇条ハ皆ナ人民ノ信用ヲ要 シ、後日ノ証拠ト確定シテ可ナラン
- 第十例 今兹二定メラル条約ハ,今ヨ 並ニ律令・法度・建白書等総テ刊行り三ケ年ノ間相続保護可致事、期限 三ケ年終テ又共二再度ノ発行ヲ望ム 時ハ, 其時又夕新タニ約条ヲ定ム可 キ事

以上ノ通り約条ニ無相違証トシ テ,姓名ヲ記載シ,定約スル処ナ

> 後藤象二郎 伊地知正治

ブラック

追加

- 一. 左院御用ノ命ヲ蒙リ候ニ付テハ. 無給ニテ御用相勤申へキ事
- 一. 御用相勤候年限内八. 私儀東京第 二大区五小区芝山内源興院へ出張致 シ、日々御用相勤候様可什、尤留守 居ノ者住居為致可申事

但都合ニヨリ東京府内ニ移住致シ 候儀有之時ハ、其節御届可申上候 車(31)

この約定は、3年間の期限付ながら左 第七例 兹ニ謂リポフタ人ハ、隔日宮 院の議事・議案・布告・建白書等の掲載・ 刊行の御用を『日新真事誌』が務めると いうもので、いわゆる外国人の御雇いと はまったく性格の異なるものである。つ まり、左院の資料・情報を独占的に掲載 できるとする契約であったことは上記の

「定約ノ条例」によって明らかである。 それ故、著名な新聞通史にブラックは「報 道自由の信念から左院議事や建白の掲載 を願い出で, その許可を得て, 左院議事 御用の六字をかかげたが、それは左院の 御用をつとめるという意味ではなかっ た(32) | とあるのは誤解を招く表現ではな いだろうか。この左院との契約は、『日新 真事誌』の名を権威付けると共に、同紙 に有形無形の利益をもたらすこととなっ た。以後、新聞題字の右側には「左院御 用 | の文字が掲げられ、第1面には〈左 院録事〉の見出しをもって左院からの情 報が掲載されることとなる。ブラックは 社前に「左院御用」の高張提灯をかかげ て大いに喜んだとのエピソードが伝えら れている。

4 〈財政改革に関する奏議〉 の掲載

明治 6 年(1873年)に入ると『日新真 事誌』は、2 月からそれまで日曜日であった休刊日を $1\cdot6$ 日(1 と6 のつく日) に改めた。

この頃、正院印書局から史官宛に興味ある願書が提出されている。「貌刺屈新聞并海外新聞差廻方ノ儀ニ付用度課へノ御達案相添願書(33)」がそれで、内容はこれ迄東京・横浜の二新聞が日誌課から差廻されてくるが、海外の情報に乏しいのでブラックの『日新真事誌』及び翻訳局開版の『海外新聞』を差廻して欲しい。ついては用度課への御達案を添えて願う、というものである。しかし結果は、「各局共夫々行届不申候ニ付、御下渡不相成候事」と却下されている。印書局にそれまで差廻されていた東京・横浜の二新聞と

は『東京日日新聞』と『横浜毎日新聞』 であったと思われるが、この願書は政府 部内においても『日新真事誌』の豊富な 外国情報に注目していたひとつの証左と いえよう。

明治6年における『日新真事誌』の報 道で最も大きな話題を投げかけたのは、 5月10日に掲載された〈財政改革に関す る奏議〉の記事であった。前年からくす ぶり続けていた大蔵省と他省との紛議 は、明治6年に入ると一層混迷の度を増 し、ついに5月司法省、文部省、工部省 などの予算増額要求に対し、 大蔵省がこ れを大幅に削減したことをめぐって抗争 はその頂点に達した。その結果,大蔵大 輔井上馨と同三等出仕渋沢栄一が連袂辞 職するという政治的事件にまで進展し た。辞職に際して井上・渋沢は連署して 〈財政改革に関する奏議〉を政府に提出 する。この機密文書に類する奏議そのも のが5月10日付『日新真事誌』に掲載さ れた。他に『新聞雑誌』や横浜の英字新 聞にも遅れてこの奏議は掲載されたた め、政府に大きな衝撃を与えることとな った。渋沢は、辞職前すでにまとめてい た意見書の草案を, 文才のある江幡五郎 (那珂通高) に依頼して文飾を整え、井 上の一閲を経たのち奏議として政府に提 出したものであることを回顧談(34)で述 べている。新聞への公表については、渋 沢から井上宛書簡の追伸によって渋沢の 発想にかかるものであったことがわか

> 昨夜呈御覧候奏議,今朝より那珂と 共二頻二推敲いたし,漸浄書仕候間, 乃チ調印ノ上差上申候,明日正院へ 奉呈候義ハ宜御取計被下度候,尤も 生ハ一紙ノ置手紙を添て,今夕之を

大隈へも相廻し置候 右申上度, 匆々頓首

五月六日

渋沢栄一

世外老台

尚々何卒新聞紙にも出し申度,其 辺よろしく御取計被下度候⁽³⁵⁾

この奏議が新聞に公表されたことに対 して, 江藤新平などはほとんど朝敵同様 な事だと激怒したという。また、この1 カ月程前の4月10日には、「在官中ノ事務 ハ勿論, 或ハ外国交際ノ妨碍トナルヘキ 類ハ、瑣細ノ件ト雖トモ私ニ新聞紙へ令 掲載候儀不相成候事 | (太政官布告第131 号)と公布されたばかりであったから、 政府上層部には焦燥と不安が募るばかり であった。司法省はこの機密漏洩に対し 井上らの徹底的糾弾を求め、その結果司 法臨時裁判所から、機密漏洩の廉をもっ て井上馨に贖罪金3円,同省6等出仕岩 橋轍輔に贖罪金6円の処罰が下されるこ ととなった(36)。渋沢が罪をまぬがれたの は、井上が彼は無関係であるとかばった ことによる。

同年7月30日, ブラックはこれまで発行所としていた増上寺内源興院ではなにかと手狭となったため, 島田善右衛門所有の銀座4丁目9番地(現在の和光のあたり) 煉火石家作を借受け, ここに移転する旨を届け出た(37)。ところがこの移転に東京府から外国人の居留地外住居にあたるとしてクレームがつき(38), ついには居留地外居住の免許状交付をめぐって左院事務総裁と外務卿との交渉にまで至るが(39), 結局移転は認められた。のちに新聞各社は銀座に進出することになるが, 『日新真事誌』の銀座移転はその先駆けを成すものであった。

5 〈民選議院設立建白書〉 掲載の波紋

銀座に進出したのち明治6年12月には、活字をそれまでの木活字から鉛活字に変更、従来に較べて紙面の体裁が整った。12月9日の紙面には、不用となった木活字8万本の売却広告が載せられている。ブラックにとって、創刊以来念願していた印刷態勢がここでやっと整ったことになる。

この少し前,政府内では〈征韓論〉を めぐって西郷隆盛、板垣退助らと岩倉具 視, 大久保利通らによる確執が深刻にな っていた。結果, 岩倉・大久保側が勝利 を得るに至ると、彼等と対立していた西 郷を始め、板垣、副島種臣、後藤象二郎、 江藤新平らの参議があいついで辞職する といった政治的事件にまで発展した。い わゆる〈明治6年政変〉といわれるもの である。翌明治7年(1874年)1月17日、 下野した副島、後藤、板垣、江藤ら前参 議に加えて由利公正, 小室信夫, 岡本健 三郎、古沢滋の8名は連署して〈民選議 院設立建白書〉を左院に提出。この建白 書が翌18日の『日新真事誌』に掲載され た。「臣等伏シテ方今政権ノ帰スル所ヲ察 スルニ, 上帝室ニ在ラス, 下人民ニ在ラ ス而、独有司ニ帰ス | で始まるこの建白 書の公表をきっかけに、『日新真事誌』は もとより『新聞雑誌』『東京日日新聞』『明 六雑誌』などの諸新聞雑誌に知識人によ る賛否両論の論説や投書がしばしば掲載 され、大きな反響をよぶこととなる。『日 新真事誌』は加藤弘之の「疑問」と題す る民選議院尚早論やそれに対する板垣、 後藤, 副島らの「対問」と題した反論を も掲載するなど、賛否両論を掲載する方針をとったが、議会制度の国英国出身のブラックにとって民選議院設立は前々からの持論でもあった。彼は創刊早々、「選挙ノ方法ナキ政府ハ宛モ眼ナキ人ノ如シ ……」(明5.5.17)といった議会設立を望む論説を述べている程で、民選議院問題による議論百出は望ましいことであった。なお、この建白書が新聞に掲載された事情について、『自由党史』には次のように記されている。

「木戸は建白の稿本を一見せんことを 請ふ。板垣即ち小室に命じて之を送らし む。小室事情を察せず,先づ之を日新真 事誌に掲げ,然る後ち其新聞紙を木戸に 送る。木戸見て為めに頗る感触を害せり といふ。而して未だ幾ならずして武市等 刺客の変起り,更に猜眼以て板垣等を視, 交情遂に相疎隔するに至る⁽⁴⁰⁾。」

民選議院設立問題は、それまで報道中 心であった諸新聞が、政論を中心にと変 化していくひとつの起爆剤の役割をはた す結果ともなった。そして、諸新聞の中 にあって世論の喚起を主導したのが、『日 新真事誌』であったといってよい。しか し、建白書による議会開設の議論沸騰に 相前後しておこった岩倉具視暗殺未遂事 件や,佐賀における江藤新平らの蜂起は, 政府上層部に大きな危機意識をもたらし た。2月17日、政府は院省使府県に対し て、佐賀の乱に関係する軍事情報を新聞 に報知することを一切禁止する達(太政 官達第22号)を公布した。この達は、2 月15日付陸軍大輔西郷従道から三条実美 に宛てた「軍事関係ノ事件新聞ニ掲載差 止ノ儀伺⁽⁴¹⁾」を受けたものである。この 事態に対してブラックは、2月20日付で 左院長官宛に建白書を提出した。その一

節に.

目下日本鎮西ノ動揺ノ如キ,巷議 紛々,民或ハ無根ノ浮説ニ惑溺シ, 其心洶々トシテ頗ル平穏ナラス,思 フ国家ノ憂患焉ョリ大ナルナシト, 且ツ謹テ承ル,佐賀県下動揺ニ因ルテ 已ニ兵ヲ出ス故ニ,軍事ニ関スルルコ 諸官庁ヨリ新聞紙ニ掲載セシムルコトヲ禁スト,嘗テ聞ケリ,軍機ヲムルコト発ニ漏泄スルハ名将ノ最モ忌ムルトモ既往ノ事之ヲ覆ハント欲スル,果シテ得へカラサルナリ,若シを取テと ヲ覆ハント欲セハ,民官報ノ確々ヲル実況ヲ知ル能ハス,徒ニ巷議街説ニ惑溺シ,却テ人心ノ動揺ヲ醸サン(42)

とある。さらに 2 月23日付〈論説〉欄においても、政府の誤った措置を正すべき旨を論じている。この建白書は左院において審議を受けたが、2 月25日に内務省が取消の達を出したこともあって、28日付の左院の回答(43)は、25日以後は掲載してもよいので建議者に篤とその旨を説明し、建白書を差し戻すというものであった。

さらにこの翌月,『日新真事誌』に掲載されたひとつの投書が筆禍を受けるという事件がおこった。3月12日に掲載された,三重県東菰野村の小学校教員龍崎潜の投書がそれで,投書中の「大姦小姦政府に阿諛する小人を有才として御登用」などの一節が、「著述シテ政体ヲ妨害スル者」(改定律例第291号)として,自宅檻禁70日の処罰を受けることとなった(44)。この事件で,投書した者が処罰されながら,投書を掲載した新聞の発行者であるブラックにはなんらの処罰が及ば

なかったのは、治外法権に守られる外国 人であるが故であった。そのため、後述 する左院御雇いの策略を政府になさしめ た誘因のひとつがこの事件であったとい ってもよいだろう。そしてこの年の秋に は、大蔵省側が『日新真事誌』の記者に 書類等の下渡しを拒否するという事態が おこった。大隈重信宛ブラックの書簡が それを示している。

> 然ル処当局ノ報知者大蔵省へ罷出候 折柄,以来右御書類等御下渡シ相成 兼趣御達有之候,附テハ甚夕恐入候 得共,何卒従前ノ如ク諸書類当真事 誌局へ御下渡相成候様,閣下ヨリ御 下命有之度奉願候(45)

もし書類を写すのが手数であるならば、当方の記者が写し取るので、従来通り書類を閲覧させて欲しいとの願は、おそらく聞き届けられることはなかっただろう。

同じ頃内務省から、これまでの院省使 府県に対する諸新聞紙官費購入(『日新真 事誌』や『東京日日新聞』など4紙。明 治7年から大蔵省より内務省に官轄が変 更)を廃止したい旨の伺(46)が出されてい た。左院での審議の結果、従前の通りで 差し支えなしとの判断が下されたにもか かわらず、結局『東京日日新聞』一紙の み内務省の費用で購入すること(院省使 は従来通り)との指命が10月29日に下さ れた。なお、左院はこの決定に対して不 服であったようで,この指令の文書には, 「前議ヲ可トス, 因テ調印不仕候」(前議 とは左院の意見を指す)と記した伊地知 議長を含む7名の左院議官の捺印がある。 紙葉が添付されている。

新聞刊行に対する政府側の姿勢が,明 治7年あたりから大きな変化をみせ始め ていることが、こうした一連の動きからも容易に見ることができる。

6 左院への御雇い

ブラックの邦字紙刊行に対してなんら かの対策をこうじなければという焦燥と 危機感は、明治7年の秋頃から政府有力 者の間に兆していたと考えられる。たと えブラックの新聞が「新聞紙発行条目| (明治6年10月19日公布)に反する記事を 掲載したとしても、日本の法規の埓外に ある外国人の彼を処罰することは不可能 であった。政府の権力を行使してまでブ ラックの邦字紙刊行を断とうとすれば. ことは外交問題にまで発展することは自 明であり、政府がその対応に大いに苦慮 したことは想像にかたくない。そこで発 想されたのが、彼を左院に雇い、「御雇い 外国人」としたうえで商業活動を封じる という一策であった。この左院御雇い一 件については、新聞取締りに熱心な左院・ 二等議官細川潤次郎が中心となり、彼が ブラックを訪ね左院御雇いを強く勧誘 し、ブラックも快諾したとする説が従来 ほぼ定説のように伝えられている。しか し、これから紹介する公文書や書簡によ って、細川潤次郎はブラックを訪ねてお らず、それのみか左院はこの御雇いに対 して消極的ないしは反対の態度であった ことが明らかである。つまりこの一件は、 左院からの発意では決してなく, 政府部 内の上層部、それも参議クラスがこの策 の遂行を強く指示・推進したものと言っ てよい。左院御雇いの打診がブラック側 におこなわれたのは、おそらく明治7年 の11月下旬から12月初めにかけての頃と 思われる。左院御雇いの勧奨にブラック

を訪ねた人物が細川潤次郎でなかったこ とはすでに述べたが、細川はこの当時左 院二等議官であり、院内でも議長、副議 長にほぼつぐ地位にあった人物である。 官尊の強い当時にあって, 左院上層部に 位置する彼が、外国人とはいえ一新聞発 行者を直接訪ねていったとは考えにく い。内閣文庫所蔵『布見雇使一件書』に含 まれる左院解雇の際の太政官宛ブラック 書簡には、「左院ノ書記官タル細川君尋ラ レ候ニ(47) | (傍点筆者) とある。当時の官 員録によれば、左院の二等書記官に細川 広世という人物がおり、この二等書記官 が政府上層部の意を受けてブラックを訪 ねることは不自然とはいえない。さらに 資料をあげれば、後年の『万国新聞』刊 行停止事件の折, 副領事ドーメンに宛て たブラック書簡(48)中に、"Mr. Hosokawa Hiroyo, one of the secretaries of Sain called at my office ……"とある。 これらのことから、ブラックに左院御雇 いを打診したのが細川潤次郎でなく細川 広世であったことは明白である。細川は まず民選議院設立への協力を求め、左院 の御雇いになることをブラックに勧めた (なお、この交渉には『日新真事誌』の 荒木政樹, 日野春草の両名が仲介役とな っている)。民選議院設立への協力はブラ ックにとって異存のある筈はなく, 喜ん でその旨を伝えた。次に給与の件となり、 細川からあまり高額を望むと拝命がむつ かしくなるとのことで, この件は政府に 一任することにした。条約書の草案作成 の段になり、 雇い期間は2年間でまとま ったが、御雇いになるについては新聞の 所有者を日本人に譲渡するように求めら れた。ブラックは強くこれに反対し、「相

談ハ既ニ止マントスルノ勢⁽⁴⁹⁾」に及ん だ。ところが助言する者があって(想像 するに荒木か日野のいずれかではなかっ たか)、新聞の所有者を日本人にすれば、 民選議院設立ののちはその御用を勤める 新聞になる筈とのことであったので、「二 君ヲ信ジ, 且ツ日本ノ皇帝陛下ノ政府ヲ 信シ候ニ附キ、枉ケテ之ニ従ヒ(50)|新聞 を荒木・日野の両名に譲渡することに同 意した。やがて条約書の写しが届くと、 それまでまったく相談のなかった満期前 解雇の項目があり、これについても苦情 を申し込むと,この一項は,左院が廃止 となり民選議院が設立となれば、民選議 院に転雇されるためのものとの説明を受 け、ブラックはこれを信じた。こうした 曲折を経て、左院御雇いの約定は結ばれ ることになる。

実は、この御雇いについて左院から提出された大変興味深い伺が残されている。少し長文にわたるが、左院の御雇いそのものに関する重要な資料なので、その全文をここに引いてみることにしたい。日付は明治7年12月10日付、三条の印と左院議長の花押、中村、井上、日下部、細川、本田の各印が捺されている。

本院新聞刊行御用ニ付御雇相成候英国人貌刺屈儀ニ付,過日御内命ノ通・外国人共於内・地日本・文新聞・刊行(京古)、対国底政治上ノ如害・モ難・計ニ付,自然弊・司人儀・主教シ可然段承知仕り,決シテ司、人へ内談為致候処,本人ハ決シテ司・三五拾中乃至四十十十年。五拾中乃至四十十年。一十年、別段明中積ニ付,別段明本人共引受可申積ニ付,別段御買上ケニ及フ間敷奉存候。下去,期

限ノ儀ハ従前ノ通ニテハ顕然不服ニ 可之有候間, 大抵三ケ年位ノ目途ヲ 以約定ノ含候得共、孰レー万円余ノ 失費二相成, 其上格別取調相命シ候 箇候モ無之候故, 理財トニ於テハ甚 タ無益ノ次第トハ存候得共、御廟算 ノ御都合モ有之候ニ付、大略取調此 段申上候。然ルニ篤ト勘考候処、外 国人共於内地日本文刊行ノ儀, 断然 御禁止ノ御目途ハ政体上ニ於テハ大 ニ必用ノ御策略トハ存候得共, 欧米 各邦ノ政府ニテ右等ノ権力ヲ有シ, 禁絶ノ例規モ可有之候哉。将タ教法 上ノ為メ. 予防ノ方法的当ノ儀ニハ 候得共, 近頃伝法教師共追々渡航ノ 上ハ、其詮無之事ト存候。既ニ昨年 九月,於本院新聞条例取調上申相成, 目今司法省へ御下問中ニモ有之。旁 右条例御発行, 内外国人共ニモ遵守 セシメ, 厳重御取締相成候ハハ格別 ノ不都合モ有之間敷哉ト奉存候。然 ル時ハ、本院御雇貌刺屈儀モ、来ル 明治八年十二月限解約相成, 凡テ政 府ノ関係ハ無之候間、前条篤ト御審 議ノ上、改メテ御雇入ノ御決議ニモ 相成候ハハ、御下命次第条約取結ノ 儀更ニ可奉伺候。仍テ至急何分ノ御 指揮有之度,此段仰高裁候也(51)(傍 点原文ノママ)

以上がそのすべてである。冒頭近くに付された傍点部分が左院へ内命された内容であり、そこには外国人による邦字紙刊行が「到底政治上ノ妨害モ難計」という危機意識から、御雇申付によって「自然弊害ヲ除去」しようとする政府上層部の本音が吐露されている。左院はこの内命に対し、いくつかの理由をあげて御雇いそのものに反対の意思を表明し、再考

を促している。ひとつは、経済的に大き な失費を伴う上に、申付ける用向もなく 無益であること。また、諸外国において 新聞刊行を禁止させる法的実例があるの かという問題, さらに、将来公布する新 聞法規を外国人にも厳守させ取締れば不 都合がないこと。その上、明治8年末の 解約でブラックとは関係が断てること (明治5年11月の左院御用申付けの約定 を指す)などをあげて再審議を望んだ。 左院側にしてみれば、政府上層部の策媒 はあまりに無益で姑息な手段とみえたに 違いない。しかし、左院からのこの伺に は付箋が付され、そこには「上申ノ趣、 御詮議ノ次第モ有之候条、左院雇入ノ見 込ヲ以テ条約書案取調, 更ニ可伺出事| と記されている。岩倉,大隈,寺島,伊 藤ら各参議の捺印が認められ、その他に 「詳議ノ次第モ不存候ニ付, 鈴印難致候 | と、この件に関しては埓外にあったと思 われる島津久光 (当時右大臣) の署名が ある。こうした参議らの指示にそれ以上 抗し得ず、左院は12月25日作成した約定 の草案を提出し高裁を仰いだ。許可され たのは12月27日である。こうして、ブラ ックと左院議長伊地知正治との間に以下 の契約が交わされることとなった。

今般左院諸取調ノ為メニ英人ブラック氏ヲ雇入ルルニ因テ,左院議長同 氏へ左ノ条々ヲ約セリ

第一条 明治八年乙亥一月一日ヨリブ ラック氏ヲ雇入,其年限ハ向フ満二 ケ年ニシテ,給料ハーケ月日本貨幣 三百円,并ニ家宅料トシテーケ月同 五拾円ヲ給シ,毎月末ニ之ヲ渡スへ シ

第二条 半途ニシテ左院ノ都合ニヨリ 雇ヲ止ル時ハ,其日ヨリ後九十日分 ノ給料ヲ与フヘシ

第三条 半途ニシテブラッ ク氏ヨリ雇ヲ断ハル時 ハ、其日ヨリ給料ヲ渡サ サルヘシ

第四条 ブラック氏勤方ニ 於テハ,総テ議長ノ指命 ニ従フベシ

第五条 ブラック氏勤務 中. 取調ノ事件ハ勿論, 左院へ被雇中其院中ノ諸 事ハ大小トナク総テ之ヲ 内外人へ漏泄ス可カラ

ス、若シ其機密発露スル事アリテ. 同氏ノ手ヨリ出ル事アル歟、又ハ其 職二堪へサル歟、又ハ違約懶惰過失 コレアル時ハ、其日ヨリ雇ヲ止メ, 其青アルヘシ

第六条 雇中一切商売ノ筋ニ関係スへ カラス、但従来ノ新聞刊行ハ余人ニ 譲り渡シ関係無之事

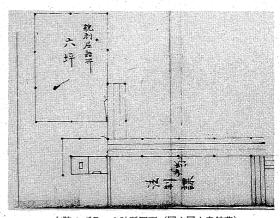
第七条 病気ニ付不参一ケ月以上ニ及 フ時ハ, 其翌日ヨリ不勤日数ノ給料 引去ヘシ

第八条 日本政府ヨリ定ムル休日ノ外 随意ニ不勤スル時ハ, 其日数ノ給料 ヲ引去ヘシ

第九条 此条件中更ニ改正スヘキ事ア ルカ、又ハ別ニ条約ヲ立ツヘキ事ア ラハ、議長ト商議ノ上之ヲ定ムヘシ 明治八年乙亥一月 議長 ブラック⁽⁵²⁾

この他に通訳の月給50円、別掲図面に みられるブラックの詰所新築営繕費とし て200円、備品類購入費として170円とい った見積の記録(53)も残されている。

は、その後僅か1カ月を経ずして政府に



左院のブラック詰所図面(国立国文書館蔵)

あざむかれていたことを知る。御雇い後, 仕事らしい仕事も与えられず苦情を訴え、 ると、民選議院設立のための規則の起 案・翻訳の手伝いを命じられたが、彼に とっては不本意きわまりない処遇であっ た。しかも、4月には左院が廃止となり、 それに伴い正院所属となる。政府は、6 月28日に「新聞紙条例」を公布し、その 条例中に「持主若クハ社主及編輯人若ク ハ仮ノ編輯人タル者ハ、内国人ニ限ルベ シ」(第4条)との一項を設けていた。こ の一条が、ブラックひとりを標的とした 措置であることは明白である。政府は邦 字紙刊行にブラックが戻れないよう法的 措置を完了すると、7月10日翻訳局へ転 属させ、2日後には2カ月の休暇を命じ るといった具合に,一歩一歩解雇への布 石を打っていった。休暇を命じた同日付 で翻訳局長から、当局ではさしあたりブ ラックに申付ける用事もないので, 条約 書第2条に従い解雇してはどうかとの伺 が出される(54)。この伺が決裁され、つい に7月27日午前10時にブラックを出頭さ 左院法制課に御雇いとなったブラック せると、同月31日付をもって解雇との辞 令を交付した。これに対してブラックは、 官宛に送り、政府の詐術に満ちた処置を 批判すると共に、 命ぜられた休暇は雇用 期間中であることを強く主張した。その 結果、2ヶ月の休暇は雇い期間と認めら れ、9月12日をもって正式解雇となった。 こうして、政府上層部の策略は功を奏し たことになるが、このために出資した金 額は半年あまりで約4500円もの高額にの ぼった。

一方『日新真事誌』は、左院御雇いの 打診があった頃の明治7年12月2日か ら、紙面の大きさを従来の半分に縮少す ると共に, 定価を値下げする大改革を断 行した。新聞の体裁については前々から, 「料紙過大ニシテ閲覧ニ便ナラサル」との 苦情が読者からしばしばあり、また価格 についても、「其定価ノ低カラサル、往々 之ヲ購求セント欲シテ、貧民ノ未タ其美 志ヲ果サザル聞エアリ」との事情があっ て、新聞紙刊行上なんらかの対応をせま られる状態にあった。12月2日紙上の改 正定価表によれば、1部3銭5厘、1月 分74銭、1年分8円とある。

ブラックが去った明治8年(1975年) の第1号(1月4日付)から、それまで の4面建を8面建と倍増し、末尾の刊記 は「貌刺屈社改称一新社」「編輯者 高見 沢茂、斎木貴彦、印刷人 萩原春行 と 改まっている。しかし、明治8年以降の 同紙を見てみると、紙面構成上に大きな 変更はないものの、報道記事や論説にか つての生彩が薄れていることは否めな い。例えば他紙に次のような投書が載っ ている。同年4月30日の『読売新聞』に 鳥越甚内橋の西洋床からの投書で、その 一節に「日新真事誌の先生が私どもの旗 のことを書いて新聞に出されましたが、

2度にわたって不服申立ての書簡を太政 いかに貌刺屈さんが居なくなって上等の 種とりが無いにしろ、余りつまらねえ事 を書いて出します。アノ新聞こそ、人の 自由を妨げるというものだ | とある。さ らに、投書のあとに記された『読売新聞』 記者のコメントで、「一新社さんも実のな い新聞が多いと評判が悪くなりますか ら、成たけよい種をおかき成さい と皮 肉られている。また10月には、掲載した 投書の住所と氏名を誤って載せなかった ことから、編集長の斎木貴彦が取調べら れるといったこともあった。結局、過誤 によるものとのことで処罰の対象にもな らなかったが、一新社の主脳陣に新聞刊 行の意欲が少しずつ失せつつあったのか も知れない。

ついに明治8年12月5日の紙面に、

「本社発兌スル所ノ日新真事誌ハ,今回 止ヲ得サル事故アリテ, 本号ヲ限リ当分 休業セリ。然レドモ他日又当二改革スル 所アリテ尚新紙ヲ刊行スベシ。庶幾クハ 期二臨ミ一層ノ愛顧ヲ垂レ玉ハン事ヲ。 此二一言ヲ広告シ、併セテ将来ヲ祈ル。|

との社告を第1面に載せ、廃刊するこ ととなった。翌6日の『東京日日新聞』 は、「此ごろ追々新規な新聞屋の殖る中 に、親玉株が休業するとは、定めて深き 思召あることとは察すれども、何とぞ早 く御開業を祈ります」とライバル紙の休 刊を惜むかの一文を載せているが、「定め て深き思召あることとは察すれども一の あたりに何かの含みを感じるのは思い過 ごしだろうか。

廃刊について、ブラック自身は反対で あったようだが、同紙の主だった者達に 押しきられる形となったようであ る⁽⁵⁵⁾。

7 『万国新聞』問題から 死去まで

日本政府に対するブラックの憤懣は、やがて『万国新聞』無届け発行の形となって表面化した。明治9年(1876年)1月6日、築地南小田原町3丁目貌刺屈社から編集長兼印刷人英人貌刺屈の名をもって創刊された同紙は、治外法権を楯に「新聞紙条例」を無視するものであり、政府に対するひとつの挑戦でもあった。『万国新聞』の発行は政府側に少なからぬ波紋を投げかけ、伊藤博文は1月12日付大久保利通宛書簡の中でこの問題にふれ、

「外国人『ブラック』ナル者,此節無許可ニテ日字新聞発兌候ニ付,甚不都合ト奉存,早速尾崎へ一両日前申聞候処,已ニ内務省ニテモ気付居候事ニ付,直ニ着手差止メ可申トノ事(56)

と述べると,同日付大久保の返書(57)に は,この一件につき明日参院の上直談し たい旨が誌されている。ブラックは1月 13日,司法官藤田高之からの呼び出しに 応じ、『万国新聞』刊行について事情聴取 を受けた。翌日, 東京府権知事楠本正降 は英国副領事ドーメンに、 同紙の発行を すみやかに差し止めるべく取計って欲し い旨の警告書を送った。これに対しドー メンは、新聞刊行を差し止める理由を具 体的に示して欲しいこと、また、ブラッ クの新聞が讒謗にわたる記事を掲載した のならばその旨を領事宛に訴えるのが至 当である, との回答を楠本に送った。そ の後再度書簡の往復があったのち、ドー メンはこの問題を英国公使パークス (Harry S. Parkes) の判断にゆだねる

べく依頼し、その旨楠本へも通達した。 楠本もこの事を外務卿寺島宗則に伝え、 この一件はパークスと寺島との外交交渉 へと発展した。3回にわたるパークスと 寺島との交渉内容については、『日本外交 文書』第9巻に詳しく記録されている。 結局、2月8日付でパークスは、日本在 留英国人に対し日本語新聞の発行を禁止 する特別布告を発し、この問題は結着を みた。その後賜暇で離日したパークスに 代わってプランケット(F.R. Plunket) がブラックへの損害賠償につきパークス の意を受けて寺島と交渉を続けたが拒否 されている。

邦字紙刊行の道を断たれて失望したブ ラックは、同年4月15日コロンビア号に 乗船して妻と上海に向かった(58)。上海で は『ファー・イースト』の新編を刊行し、 また明治12年(1879年) 4月には英字紙 『上海マーキュリー』(The Shanghai Mercury) を創刊した。しかし、上海に おいて健康を害した彼は、同年6月頃保 養を目的として再び日本に戻ると、 横浜 に落着いた。ここで、かつて自分が編集 発行した『ジャパン・ヘラルド』『ジャパ ン・ガゼット』のバックナンバーや『フ ァー・イースト』『日新真事誌』などを読 み返し, 幕末から明治初年の変転きわま りない日本の姿を記録に留めようと考 え、執筆を始めた。これが、彼の唯一の 著書となった『ヤング・ジャパン』であ る。この頃のブラックは、ジャーナリス トとしての情熱をこの著書にそそぎ込む。 べく執筆を進める一方, ゲーテ座で音楽 会を開き(59)、その美声は在留外国人を大 いに楽しませた。だが、体調の急変によ り明治13年(1880年)6月11日,『ヤング・ ジャパン』第2巻の西南戦争時西郷降盛

暗殺計画の条りを執筆中、脳卒中により る新聞が日付を和暦のみで記載している 急逝した。53歳であった。葬儀は翌12日 午後4時から、横浜居留地16番の自宅に おいておこなわれた(60)。英字・邦字の各 新聞は死亡記事を掲載して彼の死を悼ん だ。墓は横浜の外人墓地にある。

8 『日新真事誌』の形態と 内容

これまで『日新真事誌』を中心とする IR ブラックの活動の跡をたどってき たが、本節では邦字紙『日新真事誌』 そ のものを考察の対象とし、同紙の形態と 内容とについて各項目ごとに述べること とする。

A 創刊・廃刊日 (号数)

- ○創刊日:明治5年3月17日(1872年4 月24日)
- ○廃刊日:明治8年(1875年)12月5日 ○通号:1039号(明5年:204号,6年:

285号, 7年:285号, 8年:265号)

一般によく利用され定評のある基本文 献(61)に、『日新真事誌』の創・廃刊日が誤 ○明治5年3月~6年1月末──日曜日 って記述されている例がある。それら基 本文献が誤記している理由のひとつは, 太陽曆(以下西曆)と太陰曆(以下和曆) の取り違いに起因している。知られる通 り、明治5年12月2日を限って政府は和 暦を廃して西暦に改め、12月3日をもっ て明治6年1月1日とした。『日新真事 誌』創刊号の題字下には「明治5年壬申 小三月十七日」と印刷されていて,和暦 を採用していることは明らかである。ま た、前述の東京都公文書館所蔵の文書の 日付によってもこのことは裏付けられ る。明治5年3月17日は西暦1872年4月 24日である。外国人のブラックが刊行す

のに対し、僅か前に条野伝平らによって 創刊された『東京日日新聞』が両暦を併 記しているのも興味深い。ブラックの和 暦記載は、日本人のために刊行する新聞 であるので、出来るだけ日本の慣習をと り入れようとの配慮からかも知れない。 一方、『東京日日新聞』の方には杉浦襄, 渋沢栄一といったすでに外国を見聞して 来た人物が後援者として助言,協力して いたことによる影響と考えられる。

号数の付し方は通号表記ではなく、創 刊から明治6年4月末まで通し号数を付 し、5月2日から「第2周年第1号|と 改め、翌7年5月から「第3周年第1号」 と周年毎に号数を改めている。そして明 治8年1月4日から、また新たに第1号 が始まる。従って各年別の号数は上記の 通りで、総発行日数は1.039日ということ になる。

B刊行頻度·休刊日

- ○明治5年3月中——隔日刊,同年4月 ~廃刊——日刊
- 休刊, 明治 6 年 2 月 ~ 廃刊——1·6 日

創刊早々の3月中は、発行態勢が未だ 充分整っていなかったためであろう,隔 日刊とし、4月以降日刊となった。

休刊日は, 初年度中英国人ブラックの 新聞らしく日曜日休刊としていたが、創 刊の翌年早々から1・6日(1と6の付く 日) に変更している。これは、当時大半 の日本人にとって日曜日休業の意識がな かったことと、1・6日が当時の官庁の休 業日であったことから、休刊日をあわせ たものと考えられる。因みに、官庁にお いて日曜日休業が実施されるのは、明治 9年4月1日からである。

C発行部数

- ○明治7年7月~8年6月 総発行部数 528,660部, 1日平均1,855部(発行日 数285日)明治8年7月~同年12月 総 発行部数194,444部, 1日平均1,568部 (発行日数124日)
- ○明治7年中逓送集計(1月~12月)231, 807部, 1日平均813部(発行日数285日) 明治初年の新聞発行部数を記録してい る統計として見ることの出来る最も古い 資料は、明治9年の『内務省第1回年 報(62)』である。この年報は暦年統計では なく、7月から翌年6月までを統計年度 としている。この年報により主要新聞の 総発行部数をみてみると (明治7年7月 ~8年6月の数値),『東京日日』2,229, 115部,『郵便報知』2.143.293部,『朝野』 548.119部,『東京曙』(『新聞雑誌』の改 題) 799,864部, 『横浜毎日』293.265部と なっていて、明治7・8年の時点では『東 京日日』,『郵便報知』の2紙が部数にお いて断然他を圧している。『日新真事誌』 は『朝野』とほぼ同程度の発行部数であ ったことが知れる。

逓送集計は、『郵便報知新聞』明治8年2月9日付録に掲載のものである。明治7年の1月~12月の正確な発行部数が判明していないので確実な事はいえないが、発行部数の4割程度が地方郵送分ではなかっただろうか。

D価 格

○明治5年3月17日~7年11月30日 1 部1朱,1カ月1両1分,1年12両 ○明治7年12月2日~廃刊 1部3銭5 厘,1カ月75銭,1年8円

明治初年の新聞紙の価格は,現在に比較して全体的に高額であったが,とりわ

け高価だったのが『日新真事誌』である。 値下げをおこなったのちの時点で他新聞 の価格と較べてみても、『東京日日』は1 部3銭、1カ月70銭、『朝野』が1部2銭 3厘、1カ月50銭、『横浜毎日』1部2銭 5厘, 1カ月60銭, 『読売』などは1部1 銭、1カ月20銭であった。これによって も『日新真事誌』が他紙に較べていかに 割高であったかがわかる。明治7年12月 に紙面縮少と価格の値下げを断行する が、それ以前から、もっと廉価にして欲 しいという要望が投書を通じて読者から 数多くあった。ただ、ひとつ注意してお いてよいのは、読者からの要望もさるこ とながら、前月の12日、それまでの各府 県 3 部の政府による新聞購入が廃止とな ったことである。大蔵省(のち内務省に 管轄変更) による各府県あての購入は. 『日新真事誌』側にとって大きな、しかも 確実な収入源であった。この大事な収入 源に不安定要素が生じた訳で、ブラック 始め社内の幹部達にとっては大問題であ り、何らかの対応策が協議されたであろ うと想像される。その結果が紙面の縮少 と定価の値下げであり、これによって一 般購読者の拡大を企図しようとしたこと が窺われる。

E販 売

創刊当初,新聞を購読できない者のために新聞掲示板の設置を東京府に願い出て許可を得たことは前に記した。ここに番人1人を置き,新聞販売スタンドともいうべきもの(高さ7尺,横5尺5寸)を建て,希望の者には新聞を販売することもあった(63)。販売部数など無論不明だが,おそらく販売量はごくわずかではなかったかと想像される。というのも,多くの使用人を持つ商店の主人でさえも、

新聞が日々違った記事を載せて毎日刊行 雑誌』などと並んで『日新真事誌』も前 されるということがどうしても理解でき なかったという, ブラックが自著に記し ている有名なエピソードからも知られる ように、この頃はまだ新聞に対する認識 がきわめて薄かったからである。それ故, 明治5年7月の大蔵省による各府県宛3 部の購入は、最も安定した販売先を確保 できたことを意味する。

明治5年11月からは琴平町の静霞堂に 販売が委託されることになるが、それま での販売態勢は、官庁への納入の他は, 駅や販売スタンドでの立売りと少数の定 期購読者への配送といった程度ではなか ったか。静霞堂は明治10年以前の早い時 期から新聞・雑誌の売捌きをおこなった 新興書店で、明治7年刊の『東京独案内』 に「新聞紙屋」として名が載っているとい う(64)。この静霞堂に加えて、翌6年2月 からは弘曆社(のち頒曆商社と改称)が 加わり、各地に売捌所が設けられる。弘 暦社は明治4年4月に、その名の示す如 く公用暦本の製本・売捌きの認可を受け た暦の販売者グループであるが、翌年3 月には東京・大阪に商社設立を願い出て 許可されている(65)。弘暦社はその販売網 を活用すべく、暦や新聞だけでなく、布 告類の全国販売の許可をも明治6年4月 に得ている。その何書には,「御差支無之 分ハ、左院新聞紙売弘所ノ例ニ傚ヒ、御 許可相成度(66) との一節があるが、「左院 新聞紙売弘所ノ例」とは言うまでもなく 『日新真事誌』の売捌所開設を指す。さ らに同年7月の『横浜毎日新聞』に次の 広告が掲載されている。「来る八月七日よ り当社中にて左の各種を前金割引を以て 取次可申候。(略)尤港内は無賃配達引受 可申。」とあって、『東京日日新聞』『新聞

金割引で横浜毎日新聞社が取扱う旨をう たっている。

こうして, 創刊当初の貧弱な販売態勢 は、ほぼ1年後には販売網をもつ売捌所 に委託することによって安定した販売態 勢を確立するに至った。

F印 刷

- 〇料紙 明治5年3月17日~6年5月 12日 西洋紙 明治6年5月13日~廃刊 日本
- ○活字 明治5年3月17日~6年12月2 日 木活字 明治6年12月3日~廃刊 鉛活
- ○判型 明治5年3月17日~7年11月30 日 縦 48cm, 横 32cm 明治7年12月2日~廃刊 縦 32.5cm 横 24cm

それまでの西洋紙から日本紙に変更し た理由は,郵送料金の改定に伴う送料の 負担を極力少なくすることにあった。明 治6年5月13日の社告に、「是迄真事誌洋 紙ヲ以テ出版ノ処,今後郵便賃目方ヲ以 テ御改正二付. 洋紙ハ量目ヲ増シ徒ニ逓 送無益ノ費ヲナシ不便ニ付、本日ヨリ日 本紙二改正しとある。

活字の問題は、創刊当初からブラック の頭を悩ました重要課題のひとつであっ た。明治5年5月14日の社告欄には、

「余是迄発兌スル所ノ新聞紙ハ、活字摺 道具ヲ始メ極便利ノ活版機械英国へ注文 シ, 其品物到着スル迄全ク一時ノ用ヲ弁 センガ為, 俄ニ拙劣ノ諸工ヲ雇ヒ, 木刻 ノ活字ヲ以テ新聞ヲ開版セシニ, 最前注 文スル処ノ活版諸器械及ヒ図画彫刻ノ諸 職人ニイタル迄、近日到着スルノ報告ヲ

得タレバ, 更ラニ体裁ヲ改正シ|

とあって、近々にも活版印刷に変更するかの如き予告を誌しているが、実現するまでにはさらに1年半程も待たなければならなかった。英国へ注文したという活版印刷の機械がなんらかの事情で到着しなかったのであろうか。なお、『日新真事誌』の木活字を彫った職人として、南伝馬町の芦野楠山、南鍋町の小林東馬(彼とは活字納入の遅延から訴訟問題に発展)、その息子市蔵といった彫師達の名前が伝わっている。

G紙面構成

○創刊~明治7年11月30日 本紙4面+ 付録2面,(第1面 3段組,第2面以 下 4段組,1行17字詰)

明治7年12月2日~廃刊 本紙8面+ 付録2面,(全面 3段組,1行18~20 字詰)

題字は創刊以来横組で右から「日新真 事誌」と書かれ、左院御用以後は中央上 部に横組で「官許」、右端に縦組で「左院 御用」、左端に「貌刺屈」(後に「貌刺屈 社中」)と印刷され、題字部分はこの形が 永く維持された。活字組は1面3段組, 2面以下4段組で、1行17字詰で統一されている。明治6年12月の活版印刷に変 更後は、1行22字詰と収録活字数が大幅 に増加した。ブラックが去った明治8年 以降は、面建がそれまでの倍の8面にふ え、全面3段組とし、面により活字の大 きさが異なることもあって、1行の字詰 は18~20字と同一ではない。

本紙の他に付録1枚(2面建)が付いているが、付録添付がいつから開始されたのかは原紙が欠号のため特定できないが、確認できる最も早い時期のものは明治5年10月29日付の付録である⁽⁶⁷⁾。付録は廃刊まで続くが、その紙面は、東京・横浜の諸相場の実況と引札(広告)とからなる。おそらく付録は、本紙の間に挿まれて毎号配達されたものと思われる。

次に, ある1日の紙面構成の例をあげると, 以下の通りである。左院録事, 官令, 東京新聞, 県新聞, 英国新聞, 横浜新聞, 香港新聞, 論説, 投書, 月潮時報, 貿易之景況, 告白 (明治6年5月3日の例)。

日によって掲載記事に多少の異同はあるが、おおむね前記の如くである。後には〈裁判公報〉や〈電報〉の欄が新たにつけ加わることになった。〈東京新聞〉〈県新聞〉〈英国新聞〉とあるのは、東京、各府県、英国のニュースといった意味で、〈論説〉は現在の社説にあたり、〈告白〉は社告あるいは広告の謂である。なお、この当時の用例として、「新聞紙」はニュース・ペーパーを、「新聞」はニュースまたは情報を指す用語であり、この2語は明らかに使い分けられていた。

H論説

現在の新聞の社説にあたる論説の第1

号については, 石井研堂や小野秀雄の説 が今でもよく引用される。石井の『明治 事物起原』及び小野の「東日の歴史」(『東 京日日新聞』昭和6年2月21日掲載)に おいて, 最初に論説を紙上に掲載したの は明治7年12月2日の『東京日日新聞』 であり、福地桜痴の創意にかかるとする もので、その後他紙もこれにならって論 説を掲載するようになったという。これ に対し宮武外骨が『公私月報』第7号(昭 和6年3月15日)で石井・小野の説に反 論し、これ以前の明治7年9月18日以降 の『日新真事誌』,同年10月5日以後の『朝 野新聞』に論説の欄があることを指摘し て、社説掲出の嚆矢が『東京日日新聞』 でないことを明らかにした。さらに外骨 は、『公私月報』の第37号(昭和8年10月 5日) にその後の調査結果を記し、前紙 2紙よりさらに前の明治7年5月25日付 『郵便報知新聞』にすでに論説が掲載さ れているとしている。ところが、明治5 年3月17日創刊の『日新真事誌』は、創 刊号から特に〈論説〉欄を設けてはいな いものの、論説とみてよい記事がすでに 掲載されている。特に〈論説〉と明記さ れた欄が初めて設けられたのは、明治6 年1月6日からである。この日付は、外 骨が指摘した『郵便報知新聞』よりさら に1年半程遡る訳で、『日新真事誌』が社 説掲載の第1号といっても過言ではない だろう。1月6日の〈論説〉は2つの事 象について述べている。ひとつは、和暦 から西暦に改正されたことに賛同し, こ れを機に日本人が一層各自の才能を研 き,「万国ト峙立ノ権利ヲ保全シテ,真ニ 文明開化ノ一面目ヲ改ン事」を希望して いる。いまひとつは、オーストリアのウ ィーンで開らかれた博覧会に出品予定の

諸品を,事前に旧薩摩邸において一般に 展覧したことについて述べたもので,そ の主旨は詳細な展示品目の目録を作成し て配布すべきことを奨めている。

『日新真事誌』における〈論説〉記事は、 そのすべてがとは断言できないが、大半 はブラックの執筆にかかるものと考えて よいだろう。そう言い得る根拠として、 ①記事末尾に「日本寄留ノ英民貌刺屈ナ リ」といった署名があって明らかなこと. ②署名はないものの、記事中に「我が英 国政府ハ…… とか「如此贅言ヲ費スモ ノハ日本ニ寄留スル英国人ナリ | の字句 があること、③署名やブラックを示唆す る字句もないが、 記事全体が英国人でな いと書き得ない内容を含んでいること、 といった事があげられる。無論、ブラッ ク執筆の記事とするには疑問のものもな い訳ではないが、『日新真事誌』から離れ るまで、論説欄の執筆は彼にとって余人 にはまかせられぬ重要な任務であったと 思われる。もっともブラック自身が述べ ているように、彼の日本語力はカタコト の会話程度で日本文を書くことができな かったから、彼の英文原稿を誰かが日本 語に翻訳した筈である。蛯原八郎はその 著書『日本欧字新聞雑誌史』の中で、「同 紙の社説は、ブラックが英文で書下した ものを, 皆此ローザが邦訳したのである と云はれてゐる(68)。」と述べているが、実 際に各論説を読んでみると, たとえ日本 語に堪能であったといわれるダ・ローザ をしても, 難解な漢文脈の日本文を書き 得たとはとうてい思えない。つまり、ブ ラックの英文原稿をダ・ローザが簡単な 日本語に下訳するか, 口述したものを日 本人記者がさらに文飾を整えて書き上げ たものではなかったか、と考えられる。

なお、ダ・ローザは、明治7年4月から 後藤猛太郎(後藤象二郎長男)に舶来品 商事支配人として雇用されている記録が 残っているので、明治7年春頃には『日 新真事誌』の仕事から離れていたとも考 えられ、ダ・ローザ退社後は英文を解す る日本人記者が直接翻訳したのかも知れ ない。『日新真事誌』の論説にはごく一部 論題を付したものがあるが、大半のもの は論題がない。論題の一部をあげてみる と、「新茶ノ説」「学校論」「支那ト日本ノ 条約ニ付テ論ス」「禁浮言説」「英魯国情 論」「支那行使節ノ詳論」などで、題目だ けからもわかるように産業論から教育 論、政治・外交論、社会・風俗論に至る まで幅広いテーマをとりあげている。な かでも教育問題は何度も論説の主題にと り上げ、教育の普及による人材の育成を 説いている。また、大半の日本人にとっ ては未だ未知の制度であった火災保険制 度を紹介し会社設立を奨励したり, 英国 の政治制度を数回にわたって解説するな ど、日本人啓蒙のため大いにその筆を揮 っている。なかには、浅薄な理解から発 想された論説もあって,後日日本人から の投書により反論されるということもあ った。ブラックが、論説欄の執筆を新聞 刊行上の重要な使命のひとつと考え,同 時にその反響や効果が期待できる場であ るとの認識を持っていたことは確かであ る。ある論説の中で彼は、新聞のあるべ きモデルとして英国の『タイムズ』をあ げ、『日新真事誌』もなんとかその御手本 にならった新聞にしたいとの思いを述べ ている。

〈民選議院設立建白書〉の掲載以後、ブ ラックはこの問題を一再ならず論説でと り上げ、また読者の側からも賛否を問わ ず多くの投書が寄せられ、『日新真事誌』 を舞台に民選議院問題の議論がたたかわ されたことは、彼にとって最も望むとこ ろであったに違いない。明治7年2月5 日の論説で、こうした議論百出の状況は ようやく日本にも民権が自由に論じられ るに至ったかのようで喜びにたえないと 述べたあと、彼はなおいささか按じられ る三つの点をあげて注意を喚起してい る。第一に、民選議院なるものは、人々 が国政に関して充分にその是非を論じる 自由が得られなければならないこと。第 二に、民選議院設立を発議した者も、そ れを論難する者もこれによって双方が仇 敵視することのないことを望む。第三に, 賛成する者, 反対する者共に平静心をも って説を述べ、論を聞くことがなければ、 たんなる空しい争い事にすぎず、人心の 一致をみることは困難であること。論説 欄を通してこうした注意を促がすことに より、いたずらに徒党を組んで私闘に陥 ることのないことを呼びかけている。

I投書

新聞への投書は、「明治7 (1874)年ご ろから記事のなかから投書欄が独立し, 投書なることばが新聞界や一般読者に使 われだすようになった(69)」といわれてい るが、『日新真事誌』はそれより早く。 す でに明治5年11月の紙上に独立した投書 欄を設けている(投書欄設置の時期はさ らに前と思われるが、原紙欠号のため確 認できない)。『日新真事誌』にとって投 書は、論説と並んで紙上に欠かせぬ読者 とのコミュニケートの場であった。掲載 されたものをみても, 多種多様な問題を とり上げた投書が数多く社に寄せられた であろうことがわかる。たとえば、井上・ 渋沢らの財政意見に関するものや民選議

院問題に対する投書といった政治問題に わたるものから, 人力車夫の横暴に対す る批判や銭湯の湯が熱過ぎるといった 日々の生活上におこるこまごました問題 に至るまで、読者は投書という手段によ って自己の主張を開陳している。そうし た様々な投書に対して、編集側は送られ た投書のすべてを無原則に掲載していた 訳ではない。明治6年1月27日の紙上で、 次のように採用の規準を述べて投書上の 注意を促がしている。「我ガ社へ投書シテ 新聞紙上へ記載ヲ乞フ者, 亦陸続トシテ 堆ヲ成ス |程であるが、「条理ト事柄ニ客 リ」採用するものとしないものがある。 「事慵慨激烈ニ出ルト雖,真実国家ノ為ニ 直言シ, 裨補ノ一助トナルヘキ」ものは 採用するけれど、「天下ノ公理ニ反シ私論 ニ渉ル者. 或ハ妄ニ朝憲ヲ嘲弄シ政府官 員ヲ誹議スル類, 其他無名氏ニテ出所詳 ナラサル者, 或ハ珍怪異聞ヲ唱へ, 確証 ナクシテ浮説ニ出ル類」は一切採用しな いので、投書者はこれらのことを了解し て公明正大の議論をして欲しいとある。 こうした採用規準に照して掲載された投 書に対して、時には記者のコメントを付 載している場合がある。投書や報道記事 の後に記者の所感を記すことは『日新真 事誌』に限ったことではなく, 当時の諸 新聞にしばしば見られるひとつの特徴で あった。そうした一例として、 当時の読 者の新聞に対する認識が窺える興味深い 投書をみてみよう。明治6年1月10日の 紙上に掲載された佐渡の相川に住む含翌 庵主人の投書である。その主旨は,『日新 真事誌』はとてもすばらしい新聞だが、 残念なことに料紙が大き過ぎて読むのに 不便なだけでなく、時々破けてしまうの で、冊子に綴じて後々に復読して楽しすい

ことができない。この点が未だ貴紙を定 期購読しない理由で、今後は硬い紙を使 った冊子体とし,何度も繰返し読むこと ができれば文明進歩の効果もあがり、貴 紙の名誉も増すであろう、というもので ある。この投書に編集側は「我社一片ノ 陋言ヲ副ス」と付記して、そもそも新聞 というものは、昨日の出来事を今日には 知らしめるもので、朝読めば夕方にはも う反古のようにして再読するものではな い。それ故に簡潔と迅速を旨とし、文章 も懇切・平易でなければならない。新聞 を永く保存して後年に読み返すなどと は,いわゆる陋民の井蛙論というべきも の。本紙の名誉を願っての忠告には感謝 するが, 投書の意見に従えば新聞本来の 意味を失ってしまう。新聞のこの本旨を 投書者が佐渡全島に広めてくれることを 本紙は大いに希望する, というものであ る。この投書がなされた明治6年初め頃 の新聞は、『日新真事誌』のような大判一 枚刷のものと、『新聞雑誌』や『郵便報知 新聞』のごとく冊子体形式のものとが併 存していた時期であり, 前記佐渡の投書 者と同様の考えを持つ読者は他にも少な くなかったであろう。

ここで、掲載された様々な投書の中から、新聞・雑誌や書籍に関する投書の二、三を紹介してみたい。兵庫県の学生から、「而シテ独リ恨ムラクハ、新著新訳書籍ノ報告各種新聞紙中二載スルヲ見ズ、願ハクハ此等ノ書籍発兌アラバ、速ニ其書名、著述者ノ姓名、売弘ノ書肆及其巻数、定価等迄詳記シ、且其書中ノ大意ヲ撮録シ広ク報告アラバ、文学日進ノ今日、新書ヲ求ムルニ汲々タル者ノ大幸ナラン」(明6.2.13)といった新聞に書籍紹介記事の掲載を望むこの投書は『日新真事誌』側

もまったく同意するところで、「本章ノ論 最モ至当 | として、今後新書を発行した 者から当社に報告があれば、「即時告白ニ ト木シテ普ク天下ニ布カン | と述べてい る。また、京橋畳町で新聞縦覧所を開く 開知軒主人からの投書もある。新聞縦覧 所の看板を出したが、 高学の士が数人と 兵隊と書生風とがやって来ただけ。市井 の工商の人で新聞の何たるかを知らざる 者は十のうち七、八、知ってはいるが読 む能わざる者一、二。過日の論説に、新 聞縦覧所でも書籍を縦覧させよとあって 同感するところだけれど,「今資本乏シ ク. 未ダ万巻ノ書ヲ供スル協力ノ徒ヲ得 ザルノミ, 方今訳書ノ類貸観スル者府下 両三戸有ルヲ知ル、然レドモ前文ノ景況 欺息二堪ズ、冀ハクハ区々ノ長タル者, 町々へ勧奨シ漸次ノ顧ミサルノ徒ノ如キ ヲシテ看読セシメハ, 自然億兆ニ波及シ 真ニ開化ノ裨補ニ至ラン|(明6.3.23)。 諸新聞30紙を備えた新聞縦覧所主人の溜 息が聞こえてきそうな投書である。一方, 書生と覚ぼしき吉井某から、「希クハ有志 ノ輩、訳書数百巻ヲ集メ、従来ノ貸本屋 ニ傚ヒ数日ヲ期シテ之ヲ貸サバ, 都下ノ 寒生モ盡ク其書ヲ見ルヲ得、貸主モ其利・ ヲ期スベシ | (明6.3.24) といった店舗を かまえた貸本屋を望む声もある。こうし た投書にまじって,「東京ノ平民横浜寄留 神奈垣魯文」からの投書(明6.6.18) も 掲載されていて興味をひく。社に寄せら れる数多くの投書は、必ずブラックの査 閲を経て紙上に掲載されていたことが, 明治6年7月14日の〈禀告〉によって窺 える。6月20日の紙面に「明カニ掲載ス 可カラザルーツノ投書」があり(工部省 御雇いの外国人インジニールからのもの を指す), それは「社長不在ニ当テ来札シ

タレバ, 遂二社長ノ検査ヲ得ズ, 即日記 載シタルナリ」(傍点筆者)。ところがこ の投書は工部省の上司を中傷する内容で あったから、工部省においても調査した ところ, まったくの事実無根であること が判明した。「素ヨリ社長, 如此キ誣言ニ 類スル来札ヲ見レバ直チニ之ヲ退ク可キ ニ、況テ其論不正ナルヲ聴テ、大ニ新聞 上二記載セシヲ悔ユ」。それ故, 前掲の投 書は取消すとの報告である。この〈禀告〉 からも,ブラック自身各投書を検査の上, 規準に反するものは載せない方針を貫い ていたことが知れる。では、自社に寄せ られる投書をブラックはどのようにみて いたのだろうか。ある論説の中で彼は. 投書についてこう述べている。

「是迄弊局工送致アル投書中,其論意善良ニシテ且ツ正直ナルヲ看テハ,余等が喜何事カ之ニ如ン。然ルニ今集ヲ以テ言へバ,彼ノ投書家ノ意見,偶余等カ持論ト符合スル者ハ十ガーニ過ズ。而テ其符合スルヤ否ヲ論セズ,皆之ヲ紙上ニ掲載スルハ,人々各自由ニ善論誠説ヲ述ン事ヲ望ムノミ。」(明6.7.9)。

『日新真事誌』の投書欄は、編集側と読者とのコミュニケートの場であると共に、読者同士が意見をたたかわす媒介の役割をもはたした。その摘例が民選議院問題であった。新聞を読む読者の中から、投書活動によって自らの意見を表明する行為が漸次おこり始めた。民選議院問題をきっかけに、『東京日日新聞』『朝野新聞』『郵便報知新聞』といった諸新聞にも読者からの投書が多く寄せられることとなって、新聞が世論を反映する媒介であり、そのコミニュケーションの回路としての役割をはたしたのが、明治初年の新聞投書欄であった。

付 記

本稿執筆にあたり、オーストラリア 所在の資料については、シドニー在住の Ian McArthur 氏から多くの御協力をい ただいた。さらに、稲村徹元、北根豊、 佐野真、稲岡勝、佐藤研一の各氏からも 資料等の御提供をいただいた。ここに記 して厚く御礼を申し上げたい。また、資 料閲覧に際し御便宜をはかっていただい た、国立公文書館、東京都公文書館、東 京大学法学部明治新聞雑誌文庫の各機関 にも感謝の意を表したい。

注

- (1) サンソム, G.B.『西欧世界と日本』下巻 金井圓他訳 筑摩書房 1966 p.176
- (2) 1972年1月26日付、S. ウィリアムズから D. C. S. シソンズ宛書簡の写し(オーストラリア国立図書館所蔵, Harold S. Williams Collection)。この中でウィリアムズは, ブラックの孫 Aileen からの書簡の一部を引用しているが, そこには次のようにある。"My grandfather was born in Dysart, Fife, Scotland ……".
- (3) Adelaide Times, 1854年11月1日。
- (4) 北アデレイド市役所にある Certified Copy of Registration of Birth による。
- (5) 拙稿「ヘンリー・J・ブラックの来日時期」『快楽亭ブラック研究』第2号 p. 11~14。
- (6) The Japan Herald, 1864年11月5日。
- (7) The Japan Herald, 1865年4月29日。
- (8) The Japan Times' Daily Advertiser, 1865年11月9日, 及びThe Japan Herald, 1865年11月11日。
- (9) 長尾正憲『福沢屋諭吉の研究』 思文閣 出版 1988年 p. 178~181。福沢の訳稿は

「幕末英字新聞訳稿」として『福沢諭吉全 集』第7巻に収録。

- (10) ブラック, J.R.『ヤング・ジャパン』3 ねずまさし他訳 平凡社 1970年 (東洋 文庫) p. 189。
- (II) 前掲『ヤング・ジャパン』 p. 190~191。
- (12) 荒木政樹を指すと思われる。
- (13) 日野春草を指すと思われる。
- (14)~(18) 東京都公文書館蔵『書翰留』明治 5 年・乾下 (605-D6-17-2)。
- (19) 西田董坡述「三十三年前日報社創立談」 『東京日日新聞』 明治37年11月10日。
- ② (J) R. Black の R を K と誤り、Black をプレッキと表記している。
- (21) 『新聞雑誌』第34号 明治5年3月。
- (22) 注(14)に同じ。
- (23) 注(14)に同じ。
- (24) 東京都公文書館蔵『雑留』外務省 明治 6年(606-D7-15)。
- (25)~(27) 日本国有鉄道編刊『日本国有鉄道百年史』第1巻 p.540~541。
- (28) 『法令全書』明治 4 年 第386。
- (9) 松尾正人「明治初期太政官制度と左院」 『中央史学』第4号 1981 p.13~35。及び 牧原憲夫「明治7年建白の特徴―編集後記 にかえて」『明治建白書集成』第3巻 筑摩 書房 1986 p.1001~1003参照。
 - (30) 国立公文書館蔵『公文録』左院之部 壬 申十月至十一月 (2A-9-②626)。
 - (31) 注(30)に同じ。
 - (32) 西田長寿『明治時代の新聞と雑誌』 至 文堂 1961 p.43。
 - (33) 『公文録』課局之部 明治6年自1月至 4月(2A-9-②731)。
 - (34) 沢田章編『世外侯事歴維新財政談』下 岡百世 1921 p.406~408。
 - (35) 『渋沢栄一伝記資料』第3巻 同刊行会 1955 p. 742。
 - (36) 『公文録』司法省之部 明治6年7月(2 A-9-②907)。

- (37) 東京都公文書館蔵『書翰留』外務掛 明 治6年(606-D7-11)。
 - (38) 注(37)に同じ。
 - (39) 『公文録』左院之部 明治 6 年自 8 月至 9 月 (2A-9-②756)。
 - (40) 『自由党史』上 岩波書店 1957 p. 94。
 - (41) 『公文録』陸軍省之部 明治7年2月(2 A-9-②-1163)。
 - (42) 『明治建白書集成』第3巻 p. 123~125。
 - (43) 注(42)に同じ。
 - (44) 近藤圭造編『増補皇朝律例彙纂』巻 6· 1877 31才。
 - (45) 『大隈文書』 (C 84)
 - (46) 『公文録』内務省之部 明治7年10月(2 A-9-②1093)。
 - (47) 内閣文庫蔵『雇使一件書』(185-323)。
 - (48) 英国外務省文書, F.O. 262, No. 508。
 - (49) 注(47)に同じ。
 - (50) 注(47)に同じ。
 - (51) 『公文録』左院之部 明治7年自6月至 12月(2A-9-②1029)。
 - (52) 注(51)に同じ。
 - (53) 注(51)に同じ。
 - (54) 注(51)に同じ。
 - (56) 『万国新聞』第1号 明治9年1月6日 〈告白〉欄。
 - (56) 日本史籍協会編『大久保利通文書』7 東京大学出版会 1969。

- (57) 注(56)に同じ。
- (58) The Japan Gazette, 1876年 4 月18日。
- (59) The Japan Gazette,及びThe Japan Daily Herald, 1880年6月1日。
- (60) The Japan Daily Herald, 1880年6月 11日。
- (i) 『近代日本総合年表』第2版 岩波書店 1984,『上野文庫解題目録・新聞部門 2』 ミネルヴァ書房 1961,『明治文学全集・91 明治新聞人文学集』 筑摩書房 1979 付 載「明治新聞年表」。
- (62) 大日方純夫他編『内務省年報·報告書』 第1巻 三一書房 1982。
- (63) 注(14)に同じ。
- (64) 山口順子「明治前期における新聞雑誌の 売捌状況」『出版研究』16 日本出版学会 p. 127。
- (65) 『公文録』文部省之部 壬申自正月至三 月(2A-9-②669)。
- (66) 注(33)に同じ。
- (67) 『新聞資料』第99号 日本新聞協会 1967.3 p.5。
- (68) 蛯原八郎『日本欧字新聞雑誌史』 大誠 堂 1934 p.26。
- (69) 山本武利『近代日本の新聞読者層』 法 政大学出版局 1981 p.350。
 - (あさおか・くにお 白百合女子大学 図書館)